

様式第9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
新居浜市	新居浜市	平成26～30年度	平成26～30年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指標・単位	年	現状(割合※1)	目標(割合※1)	実績(割合※1)	実績／目標 ※2
		(平成24年度)	(令和元年度) A	(令和元年度) B	
排出量	事業系 総排出量	13,042 t	11,104 t (85.1%)	13,567 t (104.0%)	122.2%
	1事業所当たりの排出量	2.16 t	1.84 t (85.2%)	2.59 t (119.9%)	140.7%
	家庭系 総排出量	34,125 t	27,594 t (80.9%)	31,797 t (93.2%)	115.2%
	1人当たりの排出量	274 kg/人	224 kg/人 (81.8%)	267 kg/人 (97.4%)	119.1%
合 計	事業系家庭系排出量合計	47,167 t	38,698 t (82.0%)	45,364 t (96.2%)	117.3%
	集団回収量を含む排出量合計	49,118 t	44,196 t (90.0%)	46,689 t (95.1%)	105.7%
再生利用量	直接資源化量 総資源化量(集団回収を含む)	2,443 t (5.2%) 8,809 t (17.9%)	2,701 t (7.0%) 12,378 t (28.0%)	1,656 t (3.7%) 6,267 t (13.4%)	-83.3% -44.6%
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	8,073 MWh	9,472 MWh	12,938 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	2,461 t (5.2%)	2,456 t (6.3%)	6,297 t (13.9%)	790.9%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量十集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

(生活排水処理)

指 標		現 状 (平成24年度)	目 標 (令和元年度) A	実 績 (令和元年度) B	実績／目標 ※3
総 人 口		124,388 人	122,994 人	118,521 人	—
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	69,488 人 55.9%	77,285 人 62.8%	71,997 人 60.7%	32.2% 69.6%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0	0	0	0
合 併 处 理 清 化 槽 等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13,990 人 11.2%	17,357 人 14.1%	18,434 人 15.6%	132.0% 151.7%
未 处 理 人 口	汚水衛生未処理人口	40,910 人	28,352 人	28,090 人	102.1%

※3 (実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	堆肥化の促進	新居浜市	処理容器の設置への補助を継続し、正しい容器の使用のアドバイス、ぼかしやえひめAI2の普及などを行い、継続して使用できるようサポートを行う。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	処理容器の設置補助、また、コンポストやぼかしの使用方法についての講習会を開催するなどサポートを継続して行った。
	12	リユースの促進	新居浜市	不用品伝言板の運営を引き続き行うとともに、リサイクルショップ等の情報を市民に提供し、リユースを促進する。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	市ホームページをリニューアルなどし、不用品伝言板の利用率向上、リサイクルショップ等の情報などリユース促進のため情報発信を継続して行った。
	13	事業系ごみの排出抑制	新居浜市	事業者に対する減量指導や施設での搬入指導と、過剰包装について、無駄を減らすように働きかける。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	事業所に対し資源化をうながした。展開検査を実施し分別等の搬入指導を行った。 処理手数料の改定を行った。
	14	民間施設での処理の促進	新居浜市	事業系の生ごみ、木くず等、民間で資源化が行われるものは、民間施設での処理を促進し、市のごみ処理量を削減する。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	木くずについては民間で資源化を図るべく、処理料金の改定や事業所への啓発を行った。
	15	集団回収団体の増加促進	新居浜市	資源ゴミ集団回収が、市内全域で取り組まれるよう、実施団体を増やし、また古布の回収を実施団体に呼びかける。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	市広報誌において新規取組団体の募集を行うと共に、既実施団体に対しては案内文書を送付し継続実施を促した。
	16	拠点回収の実施促進	新居浜市	廃衣類及び廃食用油は拠点回収の拡大を図るとともに、バイオディーゼル燃料の使用拡大を図る。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	廃衣類及び廃食用油の拠点回収を継続して行い、また、市広報誌などで広報することで事業の実施促進を図った。
	17	小型家電リサイクルの分別	新居浜市	小型家電リサイクル法に基づき、施設での分別を実施し、資源化を促進する。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	平成26年度から小型家電のピックアップ回収を実施し、資源化を開始した。

発生抑制、再使用の推進に関するもの	18	レジ袋削減・マイバック持参推進	新居浜市	レジ袋削減推進協議会、地球高温化対策地域協議会と協議、協力しながらレジ袋削減・マイバック持参推進に取り組む。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	市内のレジ袋無料配布中止店舗において、マイバッグ持参キャンペーンを継続的に実施し、レジ袋削減、マイバッグ持参推進を図った。また、新規無料配布中止店舗の拡大を図った。
	19	環境学習の充実	新居浜市	幅広い年代の人が、環境学習の多くの機会に出会えるよう教育委員会、公民館、高齢者生きがい創造学園、環境市民会議等とともに取り組む。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	教育委員会、いはま環境市民会議、新居浜市地球高温化対策地域協議会等との連携により、学校での環境教育授業や自然観察セミナー、環境出前講座など、幅広い年代の人に環境学習の場を提供した。
	20	生活排水対策	新居浜市	合併処理浄化槽設置費補助制度を活用し、ホームページや市政だより等で広報を行い、合併処理浄化槽への転換を進める。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	市のホームページ及び市政だより（年2回）を通じて広報を行い、事業の啓発に努めた。
処理体制の構築、変更に関するもの	21	適正なごみ処理の推進	新居浜市	現在の新9分別収集の定着を図るために、重点事項について徹底する。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	平成21年度から実施した新9種分別を定着させ、ごみの減量化及び資源化率の向上を図った。 また、平成28年10月より「布類」を新たに区分し、10種分別として更なる資源化を図った。
	22	ステーション方式により収集の継続	新居浜市	自治会等へのネットの支給、ボックス設置への補助等の支援策を検討するとともに、今後も自治会と協力して取り組む。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	ごみステーションの管理者に対し、防鳥ネットの配布を行った。また、不適正排出者に対するために啓発看板の設置、ごみ収集カレンダー等の配布による適正な分別の啓発を行った。
	23	市民への周知徹底	新居浜市	ごみ収集カレンダー、分別大辞典の作成・配布を行うとともに、出前講座等で正しい出し方の周知を図る。プラ製容器包装の汚れの取り方及びリサイクルの仕組みについて周知を図る。	平成26～30年度 (平成26～30年度)	全市民がごみ収集カレンダー入手することができるよう自治会を通じての各戸配布、市役所・支所・公民館での窓口配布を行った。また、市ホームページにも掲載した。 分別大辞典は、平成28年10月より「布類」を追記し、分別の周知を行った。 また、市政だよりの特集記事を定期的に実施した。

処理施設の整備に関するもの	1	新居浜市清掃センターへの先進的設備導入事業	新居浜市	H22に策定した長寿命化計画により、焼却施設(20t/日)への先進的設備導入事業を実施する。	平成27~29年度 (平成27~29年度)	平成27~29年度の3箇年事業で、基幹的設備改良工事を行い、施設の機能回復及び省エネルギー化を行った。
	2	浄化槽設置整備事業	新居浜市	生活排水処理対策として、汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。	平成26~29年度 (平成26~29年度)	平成26年度(43基)・平成27年度(40基) 平成28年度(40基)・平成29年度(24基)の設置補助を行った。
施設整備に関する支援に関するもの	3 1	新居浜市清掃センターへの先進的設備導入事業(事業番号1)に係る発注支援業務	新居浜市	事業番号1の施設整備を行うため、発注仕様書等の作成などを行う。	平成26年度 (平成26年度)	平成26年度に新居浜市清掃センター基幹的設備改良工事に係る発注仕様書の作成等の発注支援業務を行った。
その他	4 1	不法投棄防止・まち美化の取り組み	新居浜市	自治会、環境美化推進員、環境美化推進協議会、愛媛県等の関係機関と連携し、適正なステーション管理、不法投棄防止、まち美化の推進に取り組む。	平成26~30年度 (平成26~30年度)	公共施設・用地への不法投棄物の発見と投棄予防のためのパトロールを継続的に実施し、回収とともに施設・用地管理者に対し予防対策等の措置を促した。不法投棄防止啓発看板の配布や不法投棄監視カメラを市内10か所に設置した。
	4 2	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	新居浜市	廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関係団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。	平成26~30年度 (平成26~30年度)	特定家庭用機器廃棄物については、法に基づく適切な処理がなされるよう啓発を行った。 また、小売業者の引取義務外品の回収体制を構築した。
	4 3	ごみの一時集積	新居浜市	災害発生後収集可能になった時点から10日以内に、速やかに被災地の仮集積場所から一時集積場へごみの搬出を行う。	平成26~30年度 (平成26~30年度)	平成30年度策定の災害廃棄物処理計画の中で検討を行った。
	4 4	一時集積場の選定	新居浜市	「環境衛生に支障がないこと」などに留意し、一時集積場の具体的な選定を行う。	平成26~30年度 (平成26~30年度)	平成30年度策定の災害廃棄物処理計画の中で検討を行った。
	4 5	ごみの搬送方法	新居浜市	ごみの搬送方法について作業計画を作成し、生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、委託業者等の協力を得て、最優先で収集、搬送の体制を確立し、清掃センターへ搬送し焼却処理する。	平成26~30年度 (平成26~30年度)	平成30年度策定の災害廃棄物処理計画の中で検討を行った。

3 目標の達成状況に関する評価

当地域計画（平成26年度～平成30年度）で、清掃センター基幹的設備改良工事を実施した結果、施設を機能回復及び省エネルギー化して熱回収量を増やすことができた。また、発生抑制、再使用の推進に関する施策について計画通り実施した結果、排出量は目標値には届かなかったものの削減させることができたが、再生利用量については焼却灰の再資源化先が閉鎖した影響が大きく、再生利用量を増やすことはできなかった。処理体制の構築、変更に関する施策では、平成28年10月から「布類」を新たに区分し10種分別とすることにより更なる資源化を図ることができた。

生活排水処理の達成状況について、公共下水道は目標値には届かなかったものの普及率を伸ばすことができた。公共下水道認可区域以外の地域についても、合併処理浄化槽設置促進を効率的かつ計画的に実施し、目標値以上に普及率を伸ばすことができた。

今後も廃棄物の3Rを通じて、資源の浪費を抑えた持続可能な循環型社会の形成を目指し、引き続き様々な取り組みを進めたい。

（都道府県知事の所見）

（ごみ処理）

ごみ処理については、熱回収量が増加しており、施策の効果が現れていると評価される。一方で、ごみ排出量や総資源化率は目標に達しておらず、更なるごみの減量や再資源化率の向上が求められる。次期循環型社会形成推進地域計画において目標値を達成できるよう、引き続き循環型社会の形成推進に努められたい。

（生活排水処理）

生活排水処理については、合併処理浄化槽等による汚水処理人口普及率が改善されており、浄化槽設置整備事業の効果が現れている。合併処理浄化槽については、引き続き積極的な啓発活動に加え、循環型社会形成推進交付金等の活用により単独槽、汲取り槽からの転換を図られたい。